

審査委員会規程

2005年5月11日制定

第1条（目的）

本規程は、細則第8条の定めにより、審査委員会における各種制度の運営に係る根本規則を定めることを目的とする。

第2条（審査委員会）

1. 審査委員会は、協会内の独立した機関とする。
2. 審査委員会を構成する委員は独立であり、当協会の倫理基準、審査に用いるその他の基準、及び委員の良心にのみ拘束される。
3. 審査委員会の運営については、別に定める審査委員会運営細則による。

第3条（倫理基準の検討）

審査委員会は、会員や協会が認定する公認情報セキュリティ監査人（以下、監査人とする）の質を維持・向上するため、倫理基準の検討を行う。

第4条（監査事例の適正性審査）

1. 審査委員会は、簡易迅速な紛争解決による監査品質の確保と被監査主体の保護を図るために、紛争審査制度の運用を行う。
2. 審査委員会は、専門家集団による監査品質の確保を図るために、監査品質審査制度の運用を行う。

第5条（監査主体／監査人の倫理審査）

1. 審査委員会は、会員又は協会が認定する監査人に対し、協会が定める倫理基準への遵守を図るために、倫理審査制度の運用を行う。
2. 審査委員会は、紛争審査制度、監査品質審査制度、及び倫理審査制度を通じて、監査主体及び監査人の倫理審査を行い、倫理基準に違反することが認められる場合には理事会に報告する。協会は、理事会決議により懲戒処分を行うことができる。

第6条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第7条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。